

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年11月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300118号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300069号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年1月31日から平成4年2月1日に訂正し、平成4年1月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成4年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

私は、A事業所でB職として勤務し、平成4年1月31日にA事業所を退職したが、厚生年金保険の記録では平成4年1月31日が資格喪失日となっている。平成4年2月分の給料明細書によると厚生年金保険料が控除されているので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者提出のA事業所が作成した特別徴収に係る給与所得者異動届出書及び請求期間当時の事務担当者の陳述により、請求者が平成4年1月31日まで勤務していたことが認められる。

また、請求者提出の平成4年2月分給料明細書によると、平成4年1月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、上述の特別徴収に係る給与所得者異動届出書に記載されている控除社会保険料額は平成4年1月分及び同年2月分給料明細書の社会保険料の合算額と一致することから、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る平成3年10月の定時決定の記録及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、18万円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっており、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得ることができないものの、事業主が資格喪失年月日を平成4年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを平成4年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成4年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300182号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300070号

第1 結論

請求者のA社B事業所における共済組合員としての取得年月日を昭和50年4月1日、喪失年月日を昭和56年11月22日に訂正し、当該期間が昭和61年3月以前の共済組合員期間であることから、昭和50年4月から昭和56年11月までの標準報酬月額を12万7,467円とすることが必要である。

昭和50年4月1日から昭和56年11月22日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、共済組合員記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月1日から昭和57年8月まで

昭和50年3月に高校を卒業後、すぐにC施設で研修を受け、昭和50年4月にA社B事業所に正規職員として入社した。D職などをしながら、昭和57年夏頃まで勤務していたが、当該期間に係る年金記録がない。

当時の資料を提出するので、請求期間を年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたE資料、B事業所F職発行のG資料及びH資料並びに複数の同僚の陳述によると、請求者は、昭和50年4月1日以後A社B事業所に在籍していたと認められる。

また、I共済組合(昭和*年*月までは、J共済組合)及びA社職員の履歴管理を行っているK社の各担当者は、職員及び準職員は、共済組合に加入していた旨陳述しているところ、K社は、請求者に係る人事記録等の資料は確認できないものの、上述のG資料及びH資料は、A社が職員に交付していたものである旨回答している上、共済組合の記録が確認できる複数の同僚も、請求者は職員又は準職員として勤務していた旨回答及び陳述している。

なお、退職日については、上述のとおりK社は、請求者に係る人事記録等の資料は確認できないため、在籍期間は不明である旨回答しており、請求者を記憶する複数の同僚からも、具体的な陳述は得られないところ、上述のH資料は、昭和

56年11月21日付けで発行されていることから、請求者は、少なくとも昭和56年11月21日までは、A社B事業所に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和50年4月1日から昭和56年11月21日までの期間において、J共済組合の組合員であったことが認められる。

また、共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の共済組合員としての資格取得年月日を昭和50年4月1日に、資格喪失年月日を勤務が認められる昭和56年11月21日の翌日である昭和56年11月22日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により計算することとされており、同僚の俸給及び賃金規定から推認される請求者の基本賃金10万1,800円を同条に基づき計算すると、標準報酬月額は12万7,467円となることから、請求者の昭和50年4月から昭和56年11月までの標準報酬月額については、12万7,467円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和56年11月22日から昭和57年8月までの期間については、上述のとおり、請求者に係る人事記録等の資料は確認できない上、退職日に関する陳述も得られないことから、請求者の当該期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の昭和56年11月22日から昭和57年8月までの期間における共済組合員の資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和56年11月22日から昭和57年8月までの期間において、請求者が共済組合員であったと認めることはできない。